

マチカマネーのチャージに関する付帯条項

第1条 （適用）

以下の付帯条項（以下「本付帯条項」という。）は、「まちペイ加盟店約款」（以下「原約款」という。）に付帯して適用されるものとする。

- 2 本付帯条項と原約款の内容が相違する場合は、本付帯条項を優先するものとする。
- 3 前項の場合を除き、原約款の条項が適用されるものとする。

第2条 （定義）

本付帯条項における主な用語の定義は、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「チャージ」とは、会員アカウントにマチカマネーを積み増しすることをいう。
- (2) 「加盟店」とは、原約款及び本付帯条項を承認の上、当社にまちペイ加盟店の申込みを行い、本決済サービスの利用及びマチカマネーのチャージを許諾された取扱店をいう。
- (3) 「加盟店運営者」とは、加盟店を運営する法人又は個人事業主をいう。

第3条 （委託業務）

株式会社まちペイ（以下「当社」という。）は加盟店運営者に対し、マチカマネーのチャージ業務（以下「本業務」という。）を委託する。

- 2 当社は加盟店運営者に対し、本業務の遂行に必要となる専用端末及び鍵等の賃貸並びに運用サーバへの権限を付与し、加盟店運営者は、これらを適切に管理しなければならない。
- 3 当社が加盟店運営者に貸与する専用端末の取扱いは、別途定める遵守事項によるものとする。なお、鍵の取扱いについても別途定める遵守事項の例による。

第4条 （誠実義務・法令遵守）

加盟店運営者は、本業務を誠実に遂行しなければならない。

- 2 加盟店運営者は、法令及び本付帯条項並びに本付帯条項に関連する一切の契約の定めるところに従い、本業務を行わなければならない。
- 3 加盟店運営者は本契約の有効期間中、事故その他本業務の遂行を妨げる事由が発生したときは、直ちにその旨を当社に通知しなければならない。
- 4 加盟店運営者は、優良誤認表示を用い、又は過大な広告等により本業務を行ってはならない。

第5条 （委託場所）

当社は、加盟店運営者に加盟店における本業務を委託する。なお、営業時間・営業日その

他事項については、当社と加盟店運営者間の協議によるものとする。

2 加盟店運営者は、自己及び委託先となる自己が運営する店舗等について当社の指定する事項を届け出なければならない。

第6条 (チャージ)

加盟店は、当社の貸与した端末及び鍵等を用いて、会員のマチカカード等にマチカマネーのチャージを行う。

2 加盟店運営者に貸与した端末等によりチャージが行われ、当社のシステムにおいて当該チャージを確認した場合は、加盟店がチャージを行ったものとみなす。(ただし、当社の責めに帰すべき事由による場合は、この限りでない。)

3 加盟店運営者は当社に対し、前項に起因して生じた損害を賠償しなければならない。

第7条 (チャージ単位)

当社は加盟店運営者に対し、予めチャージ単位を定め、通知する。

2 当社は加盟店運営者に対して、予め通知することにより、前項の内容を改定することができる。

第8条 (チャージ金の取扱い)

加盟店運営者は、会員から受領したマチカマネーのチャージの対価となる金銭(以下「チャージ金」という。)を紛失・盗難等しないよう適切に管理しなければならない。

2 当社は加盟店運営者に対し、運用サーバに記録された当月1日から15日(以下「15日締め分」という。)及び16日から末日(以下「末日締め分」という。)までのマチカマネーのチャージに関する次の事項を、それぞれ次項に定める引落日より起算して金融機関の4営業日前までに通知するものとし、当該通知より30日以内に加盟店運営者より異議の申し出がない場合は、当該通知に異議がなかったものとみなす。

(1) マチカマネーのチャージ総額

(2) 請求金額

(3) 報奨金その他調整額

3 当社は、加盟店運営者への通知及び次の表に従い、加盟店運営者が指定した金融機関の口座より口座振替を行う。ただし、当該引落日が金融機関営業日でない場合は、金融機関の翌営業日を引落日とする。

締め日	15日締め分	末日締め分
引落日	翌月1日	翌月16日

第9条 (チャージ機能の停止)

当社は、加盟店運営者が請求金額の入金を行わない場合、通知をすることにより、端末等

のチャージ機能を停止させることができる。

2 当社は、請求金額の収納をするまで、又はその他当社が承認するまでは前項の措置を継続できるものとする。

第10条（誤処理）

加盟店は、自己の従業員が誤った額のチャージを行った場合については、当社に次条に定める取消処理を依頼しなければならない。

2 加盟店運営者は、加盟店運営者自身の責任において利用者との間で精算を行わなければならない。

3 当社は、本条の場合において当社に帰責事由がある場合を除いて責任を負わない。

第11条（取消処理）

加盟店は、原則として、チャージの取消を行ってはならない。ただし、やむを得ない事情がありチャージの取消を行う必要がある場合は、加盟店は当社に対し、その取消処理を依頼し、当社は、会員保護のために必要な範囲で当該取消処理を行うこととする。

2 当社は加盟店に対して、前項による取消処理を保証するものではないものとし、加盟店運営者は、本条の取消処理について会員に対する一切の責任を負い、適切にこれを処理しなければならない。

3 加盟店運営者は、本条に定める場合を除いて、理由の如何を問わず、マチカマネーの払戻しを行ってはならない。

第12条（責任者等）

加盟店運営者は当社に対し、それぞれ、本付帯条項に定める本業務に係る責任者を定め、届け出なければならない。

2 加盟店は、本業務を遂行するにあたり、当社の定めた規則その他のマニュアル等を遵守しなければならない。

3 加盟店運営者は自らの役職員に対し、前項のルール等が遵守されるよう周知徹底しなければならないこととし、適切な社内体制を構築し本業務を遂行しなければならない。

第13条（監査）

加盟店は、本業務の実施状況につき、当社からの定期的又は必要に応じた確認に応じなければならない。

2 加盟店は前項の他、定期的に又は必要に応じて当社からの監査又は当社の指定する第三者機関による監査を受けなければならない。

第14条（資料等の貸与）

当社は、加盟店運営者に対し本業務の履行のために当社が必要と認める資料、物品（以下

総称して「業務資料等」という）を貸与又は提供する。

- 2 加盟店は、事前に当社の書面による承諾を得ない限り、業務資料等を複製又は改変してはならない。ただし、当社の事業を広報するために必要な業務資料等で個人情報及び秘密情報に該当する情報を含まない業務資料等は、除く。
- 3 加盟店は、業務資料等（その複製・改変物を含む）を他の資料、物品等と明確に区別し、善良なる管理者の注意をもって保管し、本業務遂行の目的以外に使用又は利用してはならない。
- 4 加盟店は、業務資料等（その複製・改変物を含む）が不要となったとき若しくは当社が要求したとき又は本契約が終了（解除、解約の場合を含む）したときは、業務資料等を速やかに当社に対して返還しなければならない。

第15条（広告等の作成）

当社及び加盟店運営者は、事前に相手方に届け出た内容により、自らの責任と負担においてマチカマネーに関する広告、キャンペーン等（以下「広告等」という。）を作成し、実施することができる。ただし、加盟店運営者が行う広告等においては、その実施までに当社の承諾を得なければならない。

- 2 当社及び加盟店運営者は広告等の作成にあたり法、特定商取引法、景品表示法、著作権法、その他関連法令の定めを遵守しなければならない。

第16条（経費・費用）

本業務遂行のため必要となる一切の諸経費・費用は、加盟店運営者の負担とする。ただし、別途当社及び加盟店運営者間の協議により当社の負担としたものは除く。

第17条（報奨金）

当社は、加盟店運営者に別途定める期間に限り、別途定める報奨金を支払う。

- 2 本条の支払いは、チャージ金と合算し、支払う。

第18条（調整額）

当社は、キャンペーン等により、加盟店運営者に対する請求金額を調整することができる。

第19条（契約期間）

本契約の期間は、1年とし、契約期間満了の1ヶ月前までに当社又は加盟店運営者いずれからも終了の申し出がない場合は、同一の条件で1年間更新するものとし、以後同様とする。

第20条（反社会的勢力の排除）

加盟店運営者は、自ら（役員・従業員等を含む。）又は本付帯条項その他の当社及び加盟店

運営者間で締結される契約業務を遂行するための委託先が、次の各号（以下「反社会的勢力」という。）いずれにも該当しないことを表明し保証する。

- （１）暴力団
- （２）暴力団員
- （３）前２号の者でなくなったときから５年を経過しない者
- （４）暴力団準構成員
- （５）暴力団関係企業
- （６）総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等
- （７）その他前各号に準ずる者

２ 加盟店運営者は、現在及び将来にわたって、自ら（役員・従業員等を含む。）又は第三者を利用して次の各号に該当する行為をしないことを表明し保証する。

- （１）暴力的な要求行為
- （２）法的な責任を超えた不当な要求行為
- （３）取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- （４）風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
- （５）反社会的勢力に協力又は関与する行為
- （６）その他前各号に準ずる行為

３ 当社は、相手方が前２項に反し又は反していることが判明したとき、催告その他の手続を要することなく、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。

４ 加盟店運営者は、前項により解除されたことを理由として、当社に対し損害の賠償を請求することができない。

５ 加盟店運営者が、暴力団員等若しくは第１項各号のいずれかに該当し、（それぞれの役員が該当した場合を含む。）若しくは第２項各号のいずれかに該当する行為をし、又は第１項に基づく表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明し、加盟店運営者との取引を継続することが不適切である場合には、当社からの請求によって、加盟店運営者は当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務を弁済するものとする。

６ 前項の規定の適用により、加盟店運営者に損害が生じた場合であっても、加盟店運営者は何らの請求をしないものとする。また、当社に損害が生じたときは、加盟店運営者がその責任を負うものとする。

第２１条（契約解除）

当社は、加盟店運営者は、相手方が本付帯条項の各条項に違反した場合に、相当の期間を置いて催告したにもかかわらずこれが是正されないときは、本付帯条項の全部又は一部を解除することができる。

２ 当社は、加盟店運営者が原約款に規定する事項又は次のいずれかの事項に該当したときは、催告その他の手続を要することなく、直ちに本付帯条項の全部又は一部を解除するこ

とができる。

- (1) 請求金額の入金が著しく遅延したとき
- (2) 公序良俗に反する事業を営んでいたことが判明したとき
- (3) 当社に対する著しい背信行為があったとき

3 当社は、1ヶ月の予告期間をもって加盟店運営者に通知することにより本契約を解除することができる。

4 加盟店運営者は、第2項各号の一つに該当し又は当社から第20条第3項により解除されたときは、当社からの催告その他の手続を要することなく、当社に対する全ての債務につき期限の利益を失い、直ちに債務全額を相手方に支払う。

5 加盟店運営者は、自己の帰責事由により本契約が解除されたことを理由として、当社に対し、損害の賠償を請求することができない。ただし、当社に悪意又は重過失がある場合はこの限りでない。

6 加盟店運営者について次の各号の事由が一つでも生じた場合には、当社からの請求によって、加盟店運営者は、当社に対する一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務全額を支払う。なお、この場合、加盟店運営者が住所変更の届出を怠る、又は加盟店運営者が当社からの請求を受領しないなど加盟店運営者の責めに帰すべき事由により、請求が延着し、又は到達しなかった場合は、通常到達すべき時に期限の利益が失われたものとする。

- (1) 加盟店運営者が当社に対する債務の一部でも履行を遅滞したとき。
- (2) 加盟店運営者が本付帯条項に違反したとき、又は当社に報告又は提出する書類に重大な虚偽の内容がある等の事由が生じたとき。
- (3) 加盟店運営者が振り出した手形の不渡りがあり、かつ、加盟店運営者が発生記録をした電子記録債権が支払不能となったとき（不渡り及び支払不能が6ヵ月以内に生じた場合に限る。）。
- (4) 前各号に準じるような債権保全を必要とする相当の事由が生じたとき。

第22条（競業避止）

加盟店運営者は、当社の事前の承諾なく、契約期間終了後6ヶ月間愛媛県内において委託業務又は委託業務に類似する業務を行ってはならない。

第23条（本付帯条項の変更）

当社は、一定の予告期間において加盟店に告知することにより、本付帯条項を変更することができる。

2021年4月19日 制定

2024年11月1日 改定

2025年11月1日 改定